

住民税均等割のみ課税世帯 物価高騰対策給付金【10万円】のご案内

市では、物価高による厳しい状況にある低所得世帯を引き続き支援するため、住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金を給付しています。

給付対象世帯: 基準日(令和5年12月1日)において、令和5年度分の住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割が課税されていない方のみで構成される世帯
※ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯のほか、令和5年1月2日以降に日本へ初めて入国した方がいる世帯は対象となりません。

給付額: 1世帯あたり10万円(1回限り)

受付期間: 2月29日(木)～5月31日(金)(当日消印有効)

給付時期: 手続きが完了してから2週間から4週間程度を目安に順次給付します。

手続方法:

①基準日及び賦課期日(令和5年1月1日)時点であま市に住民登録がある世帯

給付対象世帯へ「給付要件確認書」を2月28日(水)に送付しました。**5月31日(金)まで**に返送していただき、書類審査を経て給付します。

なお、本人確認書類や振込先口座確認書類の写しの添付が必要です。

②基準日時点であま市に住民登録があって、令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯

給付対象世帯が「申請書(請求書)」を**5月31日(金)まで**に提出していただき、書類審査を経て給付します。

【添付書類】

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税証明書または非課税証明書
- 振込先口座の番号や名義人が分かるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)

備考: 提出書類は社会福祉課までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。申請書は社会福祉課でお渡しするほか、コールセンターへ郵送送付をお申し出いただくか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

問合せ先: 物価高騰対策給付金コールセンター ☎0120・313・317

ARモーションペーパーの使い方

- ①スマートフォンに「MotionPaper」アプリをインストールします。
- ②スマートフォンのカメラを起動し、広報あま表紙の二次元コードを読み込みます。
- ③「MotionPaper」が表示されるためタップし、読み込みが100%になるまで待ちます。
- ④表示が100%になった後、表紙の写真にスマートフォンをかざすと映像が流れます。

問合せ先 人事秘書課 ☎444・1713 FAX444・1351